

生活介護事業のグループホームでの事業継続について

2020年4月16日決定

NPO 法人風の音 新型コロナウイルス感染症拡大対策本部

本部長 根本雅子

(法令遵守担当 守谷孝志)

1. 経緯

政府の緊急事態宣言発令を受けて、神奈川県・横浜市から通所事業の縮小・休止などの場合の特例措置が出されています。

本法人においてもグループホーム入居者が通所する生活介護事業所が事業活動を縮小することに伴う対応として、グループホーム内での日中活動支援を行うこととして4月13日付けでご協力のお願ひ・アンケートを出しております。

2. 算定基準

厚生労働省4月9日付け事務連絡「…人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第4報)」の「問11 グループホーム入居者が通所する障害福祉サービスが休業要請を受けた場合の対応如何。」で示されているように、グループホームの職員が、入居者に対して昼間に必要な支援を行った場合は、心身の状況等により日中活動サービスを利用できない場合と同様に当該サービスを利用できない期間が3日以上ある場合においては、グループホームの「日中支援加算(Ⅱ)の算定対象として差し支えない。

他方、グループホーム入居者が通所する障害福祉サービス事業所の職員が、グループホームへの訪問等により、できる限りの支援を行ったと市町村が認める場合は、障害福祉サービス事業所に対して、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象として差し支えない。

なお、日中加算と上記については、いずれか一方の算定とすること。このため、あらかじめグループホームと通所先の障害福祉サービス事業所との間で、当該者への日中の支援の対応や役割等について情報共有すること。またグループホームと通所する障害福祉サービス事業所の両方による昼間の支援がなされる場合は、いずれか一方の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で配分して頂くことは可能である。※重複算定にならないように注意すること。

3. 課題と対応

①グループホームの日中加算か？ 作業所の通常報酬か？

⇒日中加算より通常報酬の方が合理的と考えられる。

②施設管理や利用者・職員の健康管理はどちらが？

⇒通常報酬とした場合、平日の昼間のサービス提供時間帯は作業所職員の主管となり、サービス提供時間以外の着替えや片付け、事務処理時間等はグループホーム側の主管となる。

③職員の勤務形態、指示命令系統はどうか？

⇒作業所職員は、グループホームへの「出張扱い」となる。指揮命令系統については通常の支援内容や勤怠報告については、元の職制のままであるが、出張先での施設利用ルールや連絡通信機器の使用等については、出張先(グループホーム)の指示、許可を受けて行動する。

(応援や出向ではない)「出張扱い」は有期・無期非常勤職員にも適用する。

なお、サービス提供時間中の基本的な管理責任は作業所側にある。

④施設使用料(水光熱費、備品、消耗品)等はどうするか?

⇒使用時間に応じて、グループホームから請求する。また、グループホームの職員が一時的にサービス提供に係わった場合は、時間・内容に応じての作業所側から費用支弁する。

<参考>出張、応援、出向について

職員就業規則・定年後再雇用職員就業規則(有期・無期非常勤就業規則にはない)

(応援・出向)

第27条 業務上必要と認めた場合には、本部及び他事業への出張・応援、又は関連機関への出張・応援、出向を命ずることがある。

2 本法人の本部及び他事業への応援勤務については、法令、制度等を含めて必要な事項(給与・諸経費の按分・配賦、指揮命令権の所在等)に付いて当該事業間で十分協議し、その「協定書」の内容に付いては本法人の承認を得るものとする。

3 出向を命ずるにあたっては、本人に対してその事由を伝達し、それに関する意見を聴取して行い、職員は正当な理由がなければこれを拒むことができない。

4 前項の他、業務内容、出向場所、出向期間、職員の待遇、職員の同意等を明記した「覚書」・「契約書」を出向先事業主、出向元事業主、出向職員の三者で取り交わすものとする。

5 前項の他、業務内容、予定期間および出向場所、賃金の取扱などの必要な事項について通知する。

6 出向中職員は、出向先の就業規則に従わなければならない。

以上